

基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事務連絡  
令和3年2月12日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

### 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の創設等を含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和3年2月3日に成立、2月13日から施行されることとなっています。

また、分科会での議論経過等を踏まえ、2月9日にワクチン接種における実施体制や接種順位等についての考え方を示した「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」が取りまとめられたところです。

これらを踏まえ、本日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙のとおりお知らせします。

各府省庁におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
令和2年3月28日（令和3年2月12日変更）

【本件問合せ先】  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室